

玉滝地域まちづくり計画

人・心・環境の郷^{さと}
“玉滝”



玉滝地域まちづくり協議会

はじめに



地方分権の大きな流れのなかで、伊賀市自治基本条例が制定され、それに基づいて平成 16 年 11 月 26 日に玉滝地域まちづくり協議会が設立されました。

それ以来、まちづくり活動の基本となる「玉滝地域まちづくり計画」の策定に向けて、五つの実行委員会（① 広報部会 ② 福祉部会 ③ 生活・環境部会 ④ 教育・文化部会 ⑤ 産業振興部会）を中心として検討して参りました。

平成 17 年 11 月には「玉滝地域まちづくり計画」の中間報告を取りまとめ、各戸に配布し、皆様方からのご意見・ご提案をいただくことにしました。

その結果、貴重なご提案等を頂戴することができましたので、早速、役員会を開催し、計画の中に組み入れるべきものや課題の明確化、わかりやすい表現への修正など、ご提言いただいた事項の全てにわたって検討、審議を行いました。

その後、各部会で検討を重ね、「玉滝地域まちづくり計画」の原案を策定し、平成 18 年 4 月の総会で承認を受け、18 年度以降 10 年間に取組む事項が決まりました。

この計画に基づいて、住民の輪をさらに広げ、私達の住むまちを快適な地域に変えていきたいと考えています。

しかし、私達の住むまちは、高齢化が一層すすみ、他方、子供たちの数が減少し、地域の活力は低下してきています。

そんななかではありますが、まず、住民のできることから着手し、住民のみでは出来ない課題については、行政に強く働きかけていく必要があります。

皆様方の格別のご理解とご協力をお願いします。

平成 18 年 6 月

玉滝地域まちづくり協議会
会 長 徳村 正

玉滝地域まちづくりの目標

人・心・環境の郷「玉滝」^{さと}

人々が集い・心がふれあい・緑がいっぱいの自然環境を生かした活力ある郷土づくりをめざします。

目 次

はじめに

1、玉滝地域の概要	P— 1
2、玉滝地域まちづくり計画	
(1) 広報部会	P— 2
(2) 福祉部会	P— 4
(3) 生活・環境部会	P— 8
(4) 教育・文化部会	P— 12
(5) 産業振興部会	P— 15

参考資料

① 玉滝地域まちづくり協議会規約	P— 19
② 玉滝地域の小字名一覧表	P— 23
③ 平成17年度役員・委員等関係者名簿	P— 25

1. 玉滝地域の概要

玉滝地域は、伊賀市の最北部に位置し、北の玄関口として滋賀県甲賀市に隣接しています。

明治22年7月1日より町村制の施行に伴い、槇山、内保、玉滝の3ヶ字で構成された地方自治体としての「玉滝村」が誕生しました。その後先人達のご尽力により村は、めざましく発展を遂げ、明治44年2月には玉滝村が全国に先駆けて、優良村として内務大臣より表彰を受けました。

昭和29年10月1日には河合村と玉滝村が合併し、「阿拝村」となり、また12月には柄田村と合併して、「阿山村」が誕生、続いて翌昭和30年2月に丸柱村大字丸柱、音羽が合併し阿山村が新発足しました。更に昭和30年8月には小杉が分離し「旧阿山村」として現在の区域が形成されました。また昭和42年12月には阿山町として町制が施行されました。

平成16年11月1日より平成の市町村合併に伴い「伊賀市」の誕生となりました。

当玉滝地域は、淀川水系木津川の最上流端に位置し、玉滝、内保地区は1級河川柄田川に、槇山地区は1級河川河合川の流域として柘植川に流れています。

また、地域の幹線道路は東西に主要地方道伊賀信楽線が横断し、南北には主要地方道甲南阿山伊賀線、県道甲賀阿山線、県道伊賀甲南線などが交差しており、いずれも滋賀県に接合し文化、産業の交流要路となっています。

平成18年3月31現在の人口は1,897人、世帯数は522戸となっており、65歳以上の高齢化率は30,4%で伊賀市平均24,9%よりも高く、少子高齢化が進展しています。

◇高齢化率（平成18年3月末現在）

(%)

地 区	玉滝全体	城 出	川 上	里 出	鈴 鹿	中之村	界 外	山生田	内 保	槇 山	瓢箪・ソウソウ
高齢化率	30,4	30,0	22,6	33,3	30,4	32,4	27,5	28,4	26,0	32,8	23,2

玉滝小学校の児童数は昭和55年度140人、60年度181人、平成7年度141人、平成17年度101人と減少しています。

当地域の主産業は米作を中心とする農業であり、中でも農地は、全国でも稀な重粘土質の玉滝地域であるため農地の基盤整備を痛感し、昭和43年度より槇山地区第1次農業構造改善事業を皮切りに、二次構、県営圃場整備事業、団体営圃場整備事業、山振特別事業などの施行を行い約200ヘクタールの整備田が完成し、稲作農業の近代化が図られましたが、今次の社会情勢により後継者不足などから農地の維持管理が難しくなり、集落営農による取り組みが推進されつつあります。また滝谷池（昭和25～31年8月完成、貯水量80万トン）など数多くのため池があり農業用水として利用されています。

歴史と文化遺産である真木山神社の能舞台や内保の西音寺の薬師如来坐像など地域に特色の濃い文化財もあります。

2. 玉滝地域まちづくり計画

(1) 広報部会

●まちづくりの基本目標

住民の声を反映した、住民主体のまちづくり

● 現状

市町村合併により、平成16年11月1日から新生「伊賀市」が誕生しました。これからの新しいまちづくりは、住民主体で進めなければならないことから、同年11月26日には「玉滝地域まちづくり協議会」が設立され、発足しました。

これまでの約1年間は、「協議会だより」の発行や行政に対しての要望活動の報告などをお伝えしてきましたが、まだまだ地域の皆様方には、当協議会の活動や取り組みが、十分にご理解いただけるところまでには、至っていないのが現状です。

みなさまに親しまれる広報活動を推進します。

● 対策

○広報活動の充実

広報部会は、これからも地域の皆様に協議会の運営や活動内容を、よりわかりやすく、また正しい情報を早くお伝えして、まちづくりに対する関心を高めていただき、協議会の諸行事にも参加をしていただけるよう、定期的な広報誌の発行(年3回以上)を行なうと共に、まちづくり計画の内容や、各事業の進捗状況、各地域の行事などの広報活動を推進します。

○アンケート調査を行い、地域住民の要望や意見の集約

皆さんのまちづくりに対するご意向を把握することが大切なことですので、「アンケート調査」や「聞き取り調査」を適時に行い、ご意見やご提案をお聞きして、地域の声としてまちづくり事業に役立てていき、また必要に応じて行政等にも要望活動を行います。

また、若い方のご参加をいただくために、ホームページの開設やインターネットを活用したブログなど広報活動の取り組みを進めていきます。

玉滝地域まちづくり計画(広報部会)

●：住民主体 ■：住民と行政の協働 ▲：行政主体（要望）

	基本方針	施策	短期課題(1～3年)		中期課題(4～7年)		長期課題(8～10年)	
			主体	具体施策	主体	具体施策	主体	具体施策
基本目標・「住民の声を反映した、住民主体のまちづくり」	【1】 広報活動の充実	① 広報誌の全戸配布	●	☆玉滝地域まちづくり協議会の広報誌発刊と全戸配布（年3回発行） ☆各事業の進捗状況について広報 ☆各年度毎の事業実績報告書の作成と全戸配布	●	☆玉滝地域まちづくり協議会の広報誌発刊と全戸配布（年3回発行） ☆各事業の進捗状況について広報 ☆各年度毎の事業実績報告書の作成と全戸配布	●	☆玉滝地域まちづくり協議会の広報誌発刊と全戸配布（年3回発行） ☆各事業の進捗状況について広報 ☆各年度毎の事業実績報告書の作成と全戸配布
		② 地域まちづくり計画書の策定と配布等	●	☆「玉滝地域まちづくり計画書」の策定と全戸配布 ☆地域住民のアンケート調査（全戸対象）	●	☆「玉滝地域まちづくり中期事業計画書」の広報誌発行と全戸配布 ☆アンケート調査による地域住民の要望・意見集約と情報誌の配布	●	☆「玉滝地域まちづくり後期事業計画書」の広報誌発行と全戸配布 ☆地域住民の活動成果アンケート調査
		③ その他情報の開示等	● ●	*各地区の行事計画等の取材調査と広報誌等への掲載 *ブログ（インターネット）の取り組みと情報配信	●	☆各地区の行事計画等の取材調査と広報誌等への掲載	● ■	☆各地区の行事計画等の取材調査と広報誌等への掲載 ☆ホームページの開設による情報の開示 ☆インターネットによる地域住民との情報交換

(2) 福祉部会

●まちづくりの基本目標

心のふれあい支え合い、健康で陽気に生き続けるまちづくり

● 現状

玉滝小学校を校区とする玉滝・内保・槇山地域は、全国的な傾向と同じく少子高齢化が進展しています。

地域全人口1,895人(平成17年8月30日現在)に対し、65歳以上の人口は567人で29.9%の高齢化率となり、3人に1人が高齢者になります。さらに、高齢者世帯、一人暮らし世帯が増加し、老人が老人の介護を余儀なくしているのが現状です。

また、核家族化が進み、若い世代との同居もままならず、同じ敷地に住んでいても、家庭内独居状態の高齢者も少なくありません。

唯一の交通手段であつた三重交通バスの運行が廃止になり、ますます生活の機能を失いつつあります。行政バスも時間的な制約があり、満足して利用できない状況です。

各地区では恒例の敬老会等、高齢者対策としての行事などを開催しているほか、玉滝・内保高齢者活動センターの事業の一環として「しめ縄作り」を計画して、お年寄りの生きた知恵を継承しています。

今後も高齢者や障がいのある人、未来を担う子供たちにとって、健康で安心して生活できる取組みを充実させることが、さらに求められています。

● 対策

○笑顔のあふれる日々づくり

生きがいを見つけ、誰もが平等に福祉サービスを受けることができ、皆んなが健康で自立できる生活を支援する活動を推進します。

○誰もが助け合える仕組みづくり

住み慣れたところで、安心して生活が続けたい、……誰もが願うところですが、地域として独自のボランティアを発掘・養成し、住民参加のボランティア福祉活動としてその仕組みづくりを推進します。

○安心安全な生活環境づくり

誰もが安全で安心してより良い生活を送るために、福祉窓口の設置や交通手段の確保、高齢者世帯の安否の確認や見守り支援、子育て相談などの生活環境支援体制づくりを推進します。

○情報の共有化と協働システムづくり

社会福祉協議会・民生委員・更生保護女性の会や老人会等の各種団体・行政等との協働システムを構築し、住民参加によるネットワークを充実するとともに、わかりやすい情報を発信し、福祉の充実を図ります。



玉滝地域まちづくり計画(福祉部会 No.1)

●：住民主体 ■：住民と行政の協働 ▲：行政主体（要望）

基本方針	施策	短期課題(1~3年)		中期課題(4~7年)		長期課題(8~10年)	
		主体	具体施策	主体	具体施策	主体	具体施策
基本目標・「心のふれあい支え合い、健康で陽気に生き続けるまちづくり」	【1】笑顔のあふれる日々づくり	●と社協	*今、行われているサロン（ひなたぼっこ）と（いこまえか）を支援しつつ、新たな住民のニーズに応じてサロンの立ち上げをします。 *ふれあいサロンの開催（健康食のおもてなし）（65歳以上の独居、または80歳以上対象）	●と社協	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ （継続して取り組む） *ふれあいサロンの開催（健康食のおもてなし） *当地区は10区の集まりであるが、従来の老人会などとの連携を取りながら地域の住民で支え合える福祉サービスの実施を検討していきます。	●と社協	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ （継続して取り組む） *ふれあいサロンの開催（健康食のおもてなし）
	②生涯自立ができる生活を推進します	●と社協	*介護予防を考え、無理なく体を動かす運動や外に向けたサークル活動の実施をして、心と体のリフレッシュを図ります。 *健康づくり登録ウォーキングの実施（健康の駅長事業と協賛） *健康食・料理教室の開催 *ストレス解消・日帰り温泉ツアーの実施	●と社協	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ （継続して取り組む） *買い物や散髪などに行きたい時に行けない不便さを解消します。 *健康食・料理教室の開催	●と社協	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ （継続して取り組む） *健康食・料理教室を開催し、高齢者の健康管理支援
	【2】誰もが助け合える仕組みづくり	■と社協	*社会福祉協議会、民生児童委員、福祉協力員各種団体などと連携してボランティア活動の活性化、活発化、啓蒙を図ります。（ボランティア活動推進の講演会等の開催） *ボランティア登録の実施	●と社協	*自分の空いた時間を「ちょっとイイコト」にしようの精神で、気軽にお手伝いできる感覚のボランティアを呼びかけ、ゆるやかなネットワークで結んでいく。 買い物、移送、草刈り、便利屋ボランティアなどの住民のニーズに応えながら、住民とボランティアがクモの糸の様に繋がって行く。	■	*ボランティアを発展させて、採算の取れる事業はコミュニティービジネスを検討していく。
	【3】安心安全な生活環境づくり	▲●■	*移動困難な方の為に行政バスの充実を働きかけ、それでも不十分なところは新たな交通手段体制づくりをします。 *外出支援活動の検討と調査 *地域公共交通機関としての新交通体系の検討及び要望を行う。	■	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ （継続して取り組む） *外出支援活動の推進		⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ （継続して取り組む）
	⑤福祉窓口の設置と生活環境支援体制を図ります	■と社協	*福祉は幸せな生活を送る上で最も大切な事なので、住民の声はいつでも受けとめる事ができるような窓口を設け、安心して暮らせる生活環境の支援体制を図ります。 *福祉相談窓口と子育て相談窓口の設置を検討	●	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ （継続して取り組む） *福祉と子育て相談窓口の設置を推進	●	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ （継続して取り組む） *福祉と子育て相談窓口を充実し、システム化を推進
	⑥見守り支援体制の意識と改革	●	*配食ボランティアなどを通じての独居老人、高齢者世帯への見守りや、支援体制づくりを図ります。 *高齢者世帯の実態調査を実施し、支援体制の検討（災害弱者の把握を含む。）	●	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ （継続して取り組む） *65歳以上の独居と80歳以上の高齢者世帯の安否確認と見守り支援体制のシステム化		⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ （継続して取り組む）

玉滝地域まちづくり計画(福祉部会 No.2)

●：住民主体 ■：住民と行政の協働 ▲：行政主体（要望）

	基本方針	施策	短期課題(1~3年)		中期課題(4~7年)		長期課題(8~10年)	
			主体	具体施策	主体	具体施策	主体	具体施策
基本目標:「心のふれあい支え合い、健康で陽気に生き続けるまちづくり」	【4】協働システムづくり	⑦組織や型にとらわれない協働の意識をもちます			■と社協	従来の組織だけにとらわれず、住民、行政、諸団体、事業者が一つのテーブルを囲んで話し合い、地域が繁栄していくような協働を推進します。		⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む)
		⑧情報の共有化			■	*誰にでもわかりやすい情報の発信をし、皆が平等に福祉サービスを受ける事ができるようにする。		⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む)

(3)「生活・環境部会」

●まちづくりの基本目標

きれいで、安心して住めるまちづくり

● 現状

私たちは淀川水系木津川の最上流部に位置する自然に恵まれた地域で生活をしています。最近は特にライフスタイルの変化に伴う生活水準の向上や多様化の進展で、家庭から排出されるゴミの量は増加の一途であります。また各地区のゴミ集積所(25箇所)では、集積所に家電4品目がたびたび出されており、問題となっています。さらに地域の環境汚染の恐れが多い産業廃棄物の不法投棄についても、まだまだ続いています。特に道路沿線には多くの空き缶やゴミ袋などがポイ捨てされており、環境悪化となっています。

近年、大きな地震や水害、また火災などが多発しています。一方犯罪の増加による社会不安が危惧されており、特に児童に関わる悪質な犯罪が起こっています。 私達の地域でもいつ起こるかもわかりません。私たちは防災、防犯に対する意識の高揚と対策の強化を考えていかなければなりません。

地域内の道路は、今後第2名神の完成や産業の進展に伴い、交通量の増加が予想されることから、道路整備に併せた安全な道路環境づくりを促進しなければなりません。

また、河川の水質汚濁や松くい虫による枯れ木の倒木被害、イノシシや鹿などによる獣害が多く発生しています。

● 対策

○ ゴミ対策の推進

家庭ごみの分別収集、減量化 更にはリサイクルの促進などの徹底した取り組みが重要です。またポイ捨てを始め、不法投棄は絶対させないよう監視体制を強化し、啓発を推進します。

○ 美化運動の推進

道路残地などの公共用地で周辺環境を害しているところは、花いっぱい運動等で整備をして「きれいで安心して住めるまちづくり」をめざします。

○ 防犯、防災対策の推進

生徒等の登下校時の通学安全確保のために、防犯灯の設置を要望し、あわせて地域の「防犯パトロール」や「声かけ運動」を地域全体で励行します。また危険箇所の把握や避難場所の住民への周知、地域防災訓練などお互いが協力し、助け合う行動を推進します。

○交通安全の推進

交通量の増加に伴い、安全で安心して生活できる道路環境を守るために、歩道設置やカーブミラー、信号機等の交通安全施設の整備などを要望し、推進します。

○水をきれいに

快適な生活と居住環境の向上を推進し、河川の水質保全等に努めるため、生活排水対策の整備を推進します。



玉滝地域まちづくり計画(生活・環境部会 NO.1)

●：住民主体 ■：住民と行政の協働 ▲：行政主体（要望）

基本目標「きれいで、安心して住めるまちづくり」	基本方針	施策	短期課題(1～3年)		中期課題(4～7年)		長期課題(8～10年)	
			主体	具体施策	主体	具体施策	主体	具体施策
	【1】 ごみ対策1	① ごみの減量	● ■	*「ごみ分別」推進啓発チラシの作製と配布 * 生ごみ処理機、コンポストの普及促進	● ■	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (期間中、2回目発行) * ゴミ対策に関する標語、ポスター等募集 * 資源ごみの回収促進を啓蒙	● ■	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (期間中、3回目発行) * 徹底したゴミの分別と減量化の取組みを確立。
	【2】 ごみ対策2	② ごみの不法投棄防止	● ▲ ●	* 不法投棄防止の啓発看板の作製と設置 * 産業廃棄物等の不法投棄を防止する取り組みの検討(土砂採取や私有地処分問題等を含む。) * 道路等の公共用地に投棄されたゴミの実態調査の実施	■ ▲	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む) * 産業廃棄物等の不法投棄を防止する取り組みを地域住民に啓蒙 * 道路等の公共用地に投棄されたゴミの撤去	■ ●	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む) * 道路沿いのポイ捨て、不法投棄防止監視委員の設置 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む)
	【3】 美化運動	③ 地域環境の美化	● ■	* 道路等の公共用地残地の美化活動の実施 * 地域の美化運動との連携	● ■	* 道路等の公共用地残地の美化活動の実施 * 地域の美化運動との連携	● ■	* 道路等の公共用地残地の美化活動の実施 * 地域の美化運動との連携
	【4】 防犯効果の向上	④ 子どもと地域の防犯	● ● ■	* 地域住民のあいさつ、声かけ運動の推進 * 防犯パトロールの取り組みを実施 * 地区内の通学路を重点とする防犯灯の実態調査の実施	● ● ▲	* 防犯対策教室の開催(標語等も同時募集) * 防犯パトロールの実施 * 通学路に防犯灯の増設	●	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む) * 防犯パトロールの実施 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む)
	【5】 交通安全	⑤ 交通安全設備の充実	▲ ■	* 信号機の設置(4ヵ所) ① 玉滝小学校、玉滝道下の横断歩道 ② 玉瀧寺前交差点 ③ 槇山水汲橋交差点 ④ 槇山星阿橋交差点 * 地域交通安全対策講習会の実施	●	* 主要路線の交通安全施設実態調査の実施 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む)	▲	* 主要路線の交通安全施設不良箇所の整備 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む)
	【6】 水をきれいに	⑥ 河川環境保全	●	* 地域の草刈り清掃活動の推進	■	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む) * 下水道、合併浄化槽等生活排水設備の整備促進		⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む)

玉滝地域まちづくり計画(生活・環境部会 No,2)

●：住民主体 ■：住民と行政の協働 ▲：行政主体（要望）

基本目標「きれいで、安心して住めるまちづくり」	基本方針	施策	短期課題（1～3年）		中期課題（4～7年）		長期課題（8～10年）	
			主体	具体施策	主体	具体施策	主体	具体施策
	【7】防災対策の推進	⑦防災対策の充実	● * 防災危険箇所の調査 ■ * 自主防災組織等と協働の防災訓練の実施 ● * 家庭井戸水の使用実態調査と水質検査の実施	▲ * 避難個所及び誘導表示版の設置要望 ■ 地域防災訓練の実施		⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ （継続して取り組む） ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ （継続して取り組む）		

(4) 教育・文化部会

●まちづくりの基本目標

一粒の種、明日を夢みて育ていくまちづくり

● 現状

当地域の少子高齢化は全国平均よりも一層進展しており、15歳未満の人口は11.8%で8.5人に1人の割合です。また、1家族の平均人数は3.6人となっており、核家族化が進んでいます。こうした中、子どもたちは、集団を作って遊ぶこともしなくなりました。このことは他人との人間関係がうまく作れず、子どもの成長に影響を及ぼしています。また、子どもの基本的なしつけができていないことです。私たち大人は、自分の子も他人の子も「地域の宝」として育てることを忘れていているように思われます。

最近には特に小学生等に対する悪質な犯罪が全国の各所で多く発生しています。子ども達が安心して成長するためには、地域から犯罪を無くすることが念願ですが、現実にはそのようにはいきません。いつこの地域で起こるかわかりません。子どもの安全を見守る対策を地域の皆さんで考えなければなりません。

また、今は、家族が全員勤めている家庭も多く、延長保育や学童保育の要望もあり、地域ぐるみで子育てを支援していくことも大切なことです。

玉滝地域にも歴史的、伝統的な行事や風習、また真木山神社の能舞台など文化財的遺産も多くあり、私たちの日常生活の中につながっていますので、お年寄りの知恵と技術を引き継ぐことが重要です。また少子化に伴い伝統的行事の維持が困難となってきたため、各地区単位の行事などを地域全体の伝統文化として、これを支え、継承しなければなりません。

● 対策

○地域社会教育の向上と生涯学習の推進

地域社会教育の向上と生涯学習の充実を図るためには、学校と家庭・地域とが連携を密にして、子ども達を健全に育てるための機会を多くつくと共に、食育教育などの開催や社会教育の場づくりなど環境の充実を図らなければなりません。

また人権意識を高めるための研修会の開催や各世代の生きがい対策として、地域の誰もが健康で楽しみ、学んだりすることのできる機会の提供や花いっぱい運動として親子花壇作りなど、交流の場づくりの支援を推進します。

○子供の安全確保のために防犯活動等の推進

犯罪の対策として地域住民のご協力のもと、登下校時の「安全パトロール」と「声かけ運動」「防犯ステッカーの貼付」など防犯対策の啓蒙に努めます。また地震や風水害等の災害に対する地域防災講習会などの取り組みを推進します。

○歴史文化の継承

昔ながらのお年寄りの知恵を教えてもらい、また世代間交流をして行事などの内容を正しく知り、これを継承すると共に、将来的に残したい文化財や伝えたい資料などを保存、整備して、田舎の良さを情報発信するよう推進します。

○学校と地域の連携

学校と地域が連携した防犯ネットワークへの参画や学校行事等への積極的な参加を推進するなど、日頃から児童や生徒達と接し、私たちが地域の安全、安心な人であると判るように努めます。また、学童保育や子育て支援ネットワークの対策を検討します。



玉滝地域まちづくり計画(教育・文化部会)

●：住民主体 ■：住民と行政の協働 ▲：行政主体（要望）

基本目標「一粒の種、明日を夢みて育ていくまちづくり」

基本方針	施策	短期課題(1～3年)		中期課題(4～7年)		長期課題(8～10年)	
		主体	具体施策	主体	具体施策	主体	具体施策
【1】地域社会教育の向上と生涯学習	①花壇作り(花いっぱい運動)	●	* 地域内の遊休施設を活用した、グリーンツーリズムの推進(子供と体験する花壇作り等)	●	* 花いっぱい運動の推進	●	* 花いっぱい運動の推進
	②昔ながらの知恵の伝承(もっと知ろうじーちゃん・ばーちゃんの知恵袋)	● ■ ■	* 地域内の既存施設(公民館)を利用した活動・みそ・漬物・お惣菜等の料理教室、しめ縄づくり教室など * 児童と親の食生活の改善活動(食育教育の講演会の開催など) * 防災教育等の取り組み(応急処置の仕方や地域防災講習会の実施など)	● ● ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して実施)	* しめ縄づくり教室の開催 * 食育教育の講習会の実施 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して実施)	● ● ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して実施)	* しめ縄づくり教室の開催 * 食育教育の講習会の実施 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して実施)
	③人権教育等	■ ■	* 人権意識をたかめる為の講演会等の開催 * 生活改善の推進について検討する	■ ●	* 人権学習会の開催 * 新生活運動意向調査の実施	■ ●	* 人権学習会の開催 * 本音で語る女性だけの懇談会の開催
【2】子供の安全確保のために	④犯罪における保護・対策(子供は地域の宝)	● ●	* 安全パトロールの取り組みを実施 * 犯罪防止ステッカーの作成と全戸配布	● ●	* 地域安全パトロールの実施 * 防犯ネットワークへの参画と防犯活動の実施	● ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して実施)	* 地域安全パトロールの実施 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して実施)
【3】歴史文化の継承	⑤将来的に残したい文化財・伝えたい文化財の保護	● ● ●	* 地域文化の地図作り(民話・行事の意味・地名の発祥・産業等) * 地域文化における民家の実態調査 * 伝統行事の活性化(どんど等)	■ ■ ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して実施)	* 地域文化における民家の保存と活用を研究(伊賀工芸村)(工芸作家の育成)・昔ながらの知恵の伝承	● ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して実施)	* 地域文化の地図作りの完成と民話の絵本作成 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して実施)
	⑥自然環境教育の推進	● ●	* ゴミのポイステ防止ステッカーの作成と配布(地域との約束ステッカー) * 子どもと大人の参加から学ぶ、ゴミ拾い一斉運動の実施	■ ●	* 消えいく動植物の現況調査と保護と育成 * 地域ゴミ拾い一斉運動の実施	● ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して実施)	* 地域ゴミ拾い一斉運動の実施 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して実施)
【4】学校と地域の連携	⑦学校と地域の連携	■	学校と地域との連携 * 学校の教育上必要な総合学習やクラブ活動への人材紹介、諸行事への参加など、出来る限り協力する。(学校に対してのボランティア活動)。	■ ■ ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して実施)	* 子育て支援ネットワークの推進	■ ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して実施)	* 子育て支援ネットワークの推進

(5) 産業振興部会

● まちづくりの基本目標

活力ある農産業の振興で、輝くまちづくり

● 現状

当地域の主産業は、米作を中心とする農業ですが、地区内の大半が全国でも稀な重粘土土壌の上に高い畦畔のため、農作業に大変苦勞している地域です。また、兼業農家がほとんどで「労働力の高齢化や担い手不足」「生産調整」等により水田の流動化と荒廃化が進んでいます。

また、ため池、用排水路の維持管理等にも経費がかかり、「我が家の水田は我が家で守る」ことに限界感がみられます。

山林においても、檜山生産森林組合所有の山林[約830㌔]は地域の環境保全と水源資源として大きな役割を果たしているものの、一般山林は荒廃が見られ、里山の身近な自然が減少してきています。

さらに、地区内の商業は近隣の大型店舗による価格破壊・消費者ニーズの多様化等、時代の波に押され、厳しい状況下にあります。

生活道路は比較的整備されつつあるものの、交通量の増加に伴い、道路及び通学路で危険箇所が増えてきています。

● 対策

○効率的・安定的な農業経営の実現

農地を保全し、儲かる農業経営を展開するために、集落で助け合う集落営農組織を立ち上げ、農業機械の共同利用による効率化でコストダウンを図り、転作田を有効利用して、特産物の開発とその生産に取組み、地域ブランド品として販売できるよう取組みを推進します。

○道路整備、交通安全の推進

県道と生活道路である主要な市道の改良工事の実施や安全で安心な道路環境づくりのため、危険箇所に防犯灯や信号機の設置を要望します。また現在工事の進む第2名神高速道路の開通により、今後更に交通安全対策・防犯対策が必要となることから、実態調査の上、関係機関に要望活動を行います。

○ 自然と触れ合い、愛着を感じるまちづくり

緑豊かな自然環境の保全と、地域の特色を生かした楽しくできる里山づくりに取り組みます。また、地形、水系的にも異なる3つの大字の地域の歴史と伝統を守りつつ、地域住民の融和と連帯意識の向上を図るために住民全員参加の「ふれあい大会」などを計画していきます。



玉滝地域まちづくり計画(産業振興部会・NO.1)

●：住民主体 ■：住民と行政の協働 ▲：行政主体（要望）

	基本方針	施策	短期課題(1～3年)		中期課題(4～7年)		長期課題(8～10年)	
			主体	具体施策	主体	具体施策	主体	具体施策
基本目標・「活力ある農産物の振興で輝くまちづくり」	【1】効率的・安定的な農業経営の実現	①地域の特性を生かした集落営農組織化及び活動の推進	■	☆地域の特性条件を生かした集落営農組織化を側面から支援し情報を発信する。 ・集落営農を組織化するにはどうするか等、 (各集落営農組織設立研修会等の実施)	■	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む) ☆集落営農の経理一元化を側面から支援する。 ・経理一元化に向けた見学・研修・勉強会の開催。 ・経理一元化に取り組んでいる組織との交流。	■	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む) ☆国の農業政策と地域の特性条件を生かした集落営農組織の推進。
		②転作田等を活用した特産物の開発、生産を推進	■	☆転作田等を活用し、地域に適した農作物の栽培を支援する。 ・農協や行政・他の地域の情報収集。 (例) 麦、大豆、そば、キャベツなど ● ☆先進地へのお見学や研修。 (先進地視察研修会の実施) ● ☆学校給食への食材提供の取組みを検討 ● ☆特産物の開発、生産を支援するために講演会等を開催。 ・(例) そば、みそ、豆腐、こんにゃく、漬物、椎茸、枝豆など。 ・みそ造り講習会の開催。	●	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む) ☆先進地へのお見学や研修。 (先進地視察研修会の実施) ■ ☆農産物の地産地消及び販売を支援する。 ・熟年パワー、主婦パワーによる生産の啓蒙など。	●	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む) ☆先進地へのお見学や研修。 (先進地視察研修会の実施) ■ ☆地域ブランド品の確立。
		③その他	■	☆獣害の捕獲対策と研修。 ■ ☆排水路の砂利・ゴミの堆積等の実態調査の実施。 ・市へ支援を要請する。	▲	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む) ☆排水路崩壊箇所の改修。		⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む) ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む)
	【2】道路整備交通安全の推進	④道路整備の推進	▲	☆道路整備計画及び着工中の早期完了。 ・甲賀阿山線安全対策(歩道新設)工事。 ・伊賀信楽線県単道路改良工事。 ・経営体育成基盤整備事業幹線農道工事。 (山生田～内保)	▲	☆玉滝小学校前通学道路に信号機を新設促進。 ▲ ☆第2名神アクセス道路の整備促進。 ・甲南阿山伊賀線改良工事。 (槇山～磯尾)	▲	⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む) ☆住民の利便性向上を目的とした道路の計画的整備促進。 ・伊賀信楽線(槇山～信楽)改良工事。

玉滝地域まちづくり計画(産業振興部会・NO.2)

●：住民主体 ■：住民と行政の協働 ▲：行政主体（要望）

基本目標・「活力ある農産物の振興で輝くまちづくり」	基本方針	施策	短期課題(1～3年)		中期課題(4～7年)		長期課題(8～10年)	
			主体	具体施策	主体	具体施策	主体	具体施策
	前ページ 続く	⑤ 道路の施設及び 危険箇所点検・ 整備の推進	■	☆道路の施設及び危険箇所の点検。 ・ミラー、ガードレール、舗装、標識等。 ・大字、小字名、公共施設の表示。	■	☆第2名神に関する不安・危険要素の調査と 要望事項の検討。 ■ ☆暗い道路の街路灯等設置調査と新設要望。		⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む) ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む)
【3】 自然と 触れ合い 愛着を 感じる まちづくり	⑥ 地域の特色を 生かした里山 再生運動		●	☆「五本松ふれあい大会」(仮称)の計画づくり。 ・住民全員参加のイベント開催計画など ・ふれあいグランドゴルフ大会の開催	●	☆「五本松ふれあい大会」(仮称)の開催。 ・ふれあいグランドゴルフ大会の開催 ● ☆魚釣り、昆虫取り、ホタル観賞等が楽しく できる里山づくり。 ● ☆山菜取りが楽しくできる里山づくり。 ・ふきのとう、たらの芽、わらび、 ぜんまい、野ぶき、他。 ・山菜が取れる場所の総点検。 ・山菜取りのマップ作成。		⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む) ・ふれあいグランドゴルフ大会の開催 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む) ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ (継続して取り組む)

参考資料

玉滝地域まちづくり協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い玉滝地域を形成していくとともに、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という考えのもとに、玉滝地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

(名称)

第2条 この会を玉滝地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を玉滝・内保高齢者活動センター内に置く。

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は、玉滝地域内とする。ただし、他の住民自治協議会等と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 産業振興活動
- (6) 交流活動
- (7) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 玉滝地域に居住する住民
- (2) 玉滝地域に住所地を置く事業所
- (3) 玉滝地域で活動する区及び自治会、団体
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 2名
- (5) 事務局長 1名

2 会長、副会長及び監事は総会において選出する。

3 会計及び事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。

(役員の職務)

第8条 協議会の役員の職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 6 事務局長は、協議会事務を総括する。

(役員の任期)

第9条 前条の役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員となり新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会及び実行委員会（以下「会議」という。）とする。

2 会議は原則公開とする。

(総会)

第11条 総会は、役員、運営委員会委員及び実行委員会の部会員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 5 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 6 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) まちづくり計画

- (2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意
 - (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
 - (4) その他、重要事項に関すること
- 7 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

- 第 12 条 運営委員会は、会長、副会長、会計、事務局長、各区及び自治会から選出された者、各種団体の代表、識見を有する者、部会長及び公募住民により構成する。
- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
- 3 運営委員会は、会長が召集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、第 1 項以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

- 第 13 条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に実行委員会を置く。
- 2 実行委員会に次の部会を置く。
- (1) 広報部会
 - (2) 福祉部会
 - (3) 生活・環境部会
 - (4) 教育・文化部会
 - (5) 産業振興部会
- 3 部会員は、区長、自治会長の推薦及び公募住民から会長が選任し、運営委員会の同意を得る。
- 4 部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の中から選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第 4 章 財務

(会計)

- 第 14 条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会費)

第 15 条 会費は、運営委員会で定めた額とする。

第 5 章 その他

(規約の変更)

第 16 条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(規則等への委任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 16 年 11 月 26 日から施行する。
- 2 この協議会の設立年度の会計年度は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 16 年 11 月 26 日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この協議会の役員の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 11 月 26 日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 17 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 23 日から施行する。

玉滝地域の小字名一覧表

大字名	小字名	備考	小字名	備考	小字名	備考
玉滝	嶽		溝係		上山ノ田	
	上奥山		垣内谷		雁股	
	下奥山		枡谷		焼尾	
	枡ノ谷		箕ノ谷		上大沢	
	六斗米		大南		下大沢	
	砂ヶ谷		川上		角ノ倉	
	日門田		里出		上入道谷	
	大平		川崎前		下入道谷	
	六泉寺		城出		真形	
	番匠谷		中山		葛蒲谷	
	南出		市ヶ平		師匠寺	
	北出		奥芳谷		坂林	
	畑ヶ田		山ノ下		下寺谷	
	池ノ谷		口芳谷		上寺谷	
	井ノ脇		口笹川		昆沙門谷	
	奥ノ沢		中笹川		八田原	
	川久保		奥笹川		湯山	
	野中		東砂ノ谷		菅谷	
	貝山		西砂ノ谷		口仏師ヶ谷	
	二本木		茨谷		奥仏師ヶ谷	
	峠		笠ヶ平		中ノ尾	
	高木		山ノ神		新田	
	新軒寺		岩田		大岩谷	
	漆原		砂行		下田	
	中垣内		桑原		薦池	
	八幡前		宮ノ下		石ヶ谷	
	松谷		鈴鹿		山ノ田	
	醍醐		永町			
	大谷		奥出			
	林ノ谷		山ノ田			
					87小字	

玉滝地域の小字名一覧表(その2)

[illegible]

合計小字數 1 2 5

平成 17 年度玉滝地域まちづくり協議会 関係者名簿

(敬称略)

★ 役 員 (7名)

会 長	徳村 正
副会長	中川清光
副会長	岡本 栄
会 計	中川敏正
監 事	服部久雄
監 事	川島三行
事務局長	田中武久

★ 運営委員会委員 (21名)

杉原壽一 松山修吾 藤沢源一 大倉一訓	杉原俊彦 川森 等 窪崎好武 前山正清	稲森佐多郎 中川星紀 井上正郎 大坪昭明	徳永隆和 藤田則生 山本 操	藤森知二 永木建雄 吉川勝秀	田中 憲 奥 悟 谷本 渉
------------------------------	------------------------------	-------------------------------	----------------------	----------------------	---------------------

(運営委員会には、会長、副会長、各部会長が委員となっています。)

★ 実 行 委 員 (50名)

	広報部会	福祉部会	環境部会	教育・文化部会	産業振興部会
部会長	窪崎正英	川上善幸	北川純治	服部俊慶	城島共栄
副部会長	木津隆司	内保京子	高田孝行	谷戸宏之	山本 努
	中林豊郎 森井靖雄 高田利幸 加来 栞 西田新吾 森川 好 谷本伸一	杉原利通 徳村洋子 岡崎長生 窪崎恒代 藤田建五 尾崎ひとみ 藤原千代美 藤原隆子 大坪昭明	大路孝則 川森逸治 藤森孝博 北川純子 小山 悟 磯島久和 松本秀喜 遊免敏憲 松江卓哉	川森信芳 藤森弘則 磯矢節之 川口正巳 竹島昌七 川島和代 中川吉史 上田郁子	大森俊成 徳村 治 松田 實 吉岡康夫 西田周一 藤澤壽一 幾世幸彦 池田 稔

- ◎ 上記の各委員の方には、「玉滝地域まちづくり計画」の策定と「平成17年度の事業計画」及びその実施などいろいろの活動にご尽力を賜りました。



玉滝地域まちづくり協議会

平成18年4月発行

〒518-1322

伊賀市玉滝3434の1

玉滝・内保高齢者活動センター内

電話 (0595) 42-0120

FAX (0595) 42-0120